

昭和二十五年法律第七百七十八号

漁船法

目次

第一章 総則（第一条・第二条）	第二章 漁船の建造調整（第三条・第九条）
第二章 漁船の登録（第十一条・第二十四条）	第三章 漁船に関する検査（第二十五条・第二十六条）
第五章 漁船に関する試験（第二十七条・第二十八条）	第六章 指定認定機関及び指定検認機関（第二十九条・第四十一条）
第七章 雑則（第四十八条・第五十二条）	第八章 罰則（第五十三条・第五十七条）
附則 第一章 総則	
（この法律の目的）	
第一条 この法律は、漁船の建造を調整し、漁船の登録及び検査に関する制度を確立し、且つ、漁船に関する試験を行い、もつて漁船の性能の向上を図り、あわせて漁業生産力の合理的な発展に資することを目的とする。	
第二条 この法律において「漁船」とは、左の各号の一に該当する日本船舶をいう。	
一 もつばら漁業に従事する船舶	
二 漁業に従事する船舶で漁獲物の保管又は製造の設備を有するもの	
三 もつばら漁場から漁獲物又はその製品を運搬する船舶	
四 もつばら漁業に関する試験、調査、指導若しくは練習に従事する船舶又は漁業の取締に従事する船舶であつて漁ろう設備を有するもの	
五 この法律において「動力漁船」とは、推進機関を備える漁船をいう。	
六 この法律において「改造」とは、船舶の長さ、幅若しくは深さを変更し、推進機関をあらたに据えつけ、若しくはその種類若しくはその出力を変更し、又は船舶の用途若しくは従事する漁業の種類を変更するためには船舶の構造若しくは設備に変更を加えることをいう。	
七 第二章 漁船の建造調整（動力漁船の合計総トン数の最高限度等）	
八 第三章 農林水産大臣は、漁業調整その他公益上の見地から漁船の建造を調整する必要があると	

認めることは、根拠地の属する都道府県の区域別又は動力漁船の種類別に漁業（漁場から漁獲物又はその製品を運搬する事業を含む。第五条の基準を設定するものと同一）。に従事する動力漁船の隻数若しくは合計総トン数の最高限度又は性能の基準を設定するものとする。

第一項の規定により設定された動力漁船の隻数又は合計総トン数の最高限度は、設定の日から一年を経過したときは、その効力を失う。ただし、同項の規定により更に最高限度を設定することを妨げない。

第一項の場合には、その最高限度又は基準につき水産政策審議会の意見を聴くことができる。

第七条 業務大蔵は、第一項の隻数若しくは合計総トン数の最高限度又は性能の基準を設定し、又は変更したときは、これを告示しなければならない。

第八条 船舶の登録（第十一条・第二十四条）

第九条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第十条 指定検認機関（第四十六条・第四十一条）

第十一条 漁船に関する検査（第二十五条・第二十六条）

第十二条 指定認定機関及び指定検認機関（第二十九条・第四十一条）

第十三条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第十四条 指定検認機関（第四十六条・第四十一条）

第十五条 指定検認機関（第四十六条・第四十一条）

第十六条 指定認定機関及び指定検認機関（第二十九条・第四十一条）

第十七条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第十八条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第十九条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第二十条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第二十一条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第二十二条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第二十三条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第二十四条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第二十五条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第二十六条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第二十七条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第二十八条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第二十九条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第三十条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第三十一条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第三十二条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第三十三条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第三十四条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第三十五条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第三十六条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第三十七条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第三十八条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第三十九条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第四十条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第四十一条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第四十二条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第四十三条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第四十四条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第四十五条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第四十六条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第四十七条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第四十八条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第四十九条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第五十条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第五十一条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第五十二条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第五十三条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第五十四条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第五十五条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第五十六条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第五十七条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第五十八条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第五十九条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第六十条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第六十一条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第六十二条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第六十三条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第六十四条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第六十五条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第六十六条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第六十七条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第六十八条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第六十九条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第七十条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第七十一条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第七十二条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第七十三条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第七十四条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第七十五条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第七十六条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第七十七条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第七十八条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第七十九条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第八十条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第八十一条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第八十二条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第八十三条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第八十四条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第八十五条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第八十六条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第八十七条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第八十八条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第八十九条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第九十条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第九十一条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第九十二条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第九十三条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第九十四条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第九十五条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第九十六条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第九十七条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第九十八条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第九十九条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第一百条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第一百零一条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第一百零二条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第一百零三条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第一百零四条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第一百零五条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第一百零六条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第一百零七条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第一百零八条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第一百零九条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第一百一十条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第一百一十一条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第一百一十二条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第一百一十三条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第一百一十四条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第一百一十五条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第一百一十六条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第一百一十七条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第一百一十八条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第一百一十九条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第一百二十条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第一百二十一条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第一百二十二条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第一百二十三条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第一百二十四条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第一百二十五条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第一百二十六条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第一百二十七条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第一百二十八条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第一百二十九条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第一百三十条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第一百三十一条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第一百三十二条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第一百三十三条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第一百三十四条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第一百三十五条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第一百三十六条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第一百三十七条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第一百三十八条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第一百三十九条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第一百四十条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第一百四十一条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第一百四十二条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第一百四十三条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第一百四十四条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第一百四十五条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第一百四十六条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第一百四十七条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第一百四十八条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第一百四十九条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第一百五十条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第一百五十一条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第一百五十ニ条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第一百五十ニニ条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第一百五十ニニニ条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第一百五十ニニニニ条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第一百五十ニニニニニ条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第一百五十ニニニニニニ条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第一百五十ニニニニニニニ条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第一百五十ニニニニニニニニ条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第一百五十ニニニニニニニニニ条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第一百五十ニニニニニニニニニニ条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第一百五十ニニニニニニニニニニニ条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第一百五十ニニニニニニニニニニニニ条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第一百五十ニニニニニニニニニニニニニ条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第一百五十ニニニニニニニニニニニニニニ条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第一百五十ニニニニニニニニニニニニニニニ条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第一百五十ニニニニニニニニニニニニニニニニ条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第一百五十ニニニニニニニニニニニニニニニニニ条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第一百五十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニ条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第一百五十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニニ条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第一百五十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニ条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第一百五十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニ条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第一百五十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニ条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第一百五十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニ条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第一百五十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニ条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第一百五十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニ条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第一百五十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニ条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第一百五十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニ条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）

第一百五十ニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニ条 指定認定機関（第二十九条・第四十一条）</

2 農林水産大臣又は都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

解任命令

第四十一条 農林水産大臣又は都道府県知事は、第三十一条第一号に規定する者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又は業務規程に違反したときは、その指定認定機関に対し同号に規定する者を解任すべきことを命ずるゝとができる。

(秘密保持義務等)
第四十二条 指定認定機関の役員若しくは職員又はこれらの職についた者は、認定の業務に關し

て知り得た秘密を漏らしてはならない。

は職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員のみなす。

第四十三条 農林水産大臣又は都道府県知事は、
(適合命令)

指定認定機関が第三十一条第一号から第四号までに適合しなくなつたと認めるときは、その指定認定機関に付づくこれらの規定を適合するこ

定説定機関は文し、これらの規定に適合するためには必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し等)

指定認定機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて認定の業務の全部若しくは一部の停止を命ずる

ることができる。
一 この節の規定に違反したとき。

二 第三十一条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

第三百三十九条第一項の規定を準用するに當るときは、前項の規定によらないで認定を行つたとき。

規定による命令に違反したとき。
五 不正の手段により第九条第一項の指定を受けたとき。

2 けたとき
農林水産大臣又は都道府県知事は、前項の規定により指定を取り消し、又は認定の業務の全

部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

(農林水産大臣又は都道府県知事による認定の業務の実施)

第三条 指定認定機関から第四十条第一項の規定による

認定の業務の全部若しくは一部の休止の届出があつたとき、前条第一項の規定により指定認定機関に対し認定の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定認定機関が天災その他の事由により認定の業務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、当該認定の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

農林水産大臣又は都道府県知事は、前項の規定により認定の業務を行ふこととし、又は同項の規定により行つてゐる認定の業務を行わないこととするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

農林水産大臣又は都道府県知事が第一項の規定により認定の業務の全部若しくは一部を自ら行ふ場合、指定認定機関から第四十条第一項の規定による認定の業務の全部若しくは一部の廃止の届出があつた場合又は前条第一項の規定により指定認定機関の指定を取り消した場合における認定の業務の引継ぎその他必要な事項は、農林水産省令で定める。

査請求に対する裁決は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、審査請求人に対し、同法第十一條第二項に規定する審理員が公開による意見の聴取をした後にしなければならない。この場合において、意見の聴取に際しては、審査請求人は、当該事案について意見を述べ、かつ、証拠を提出することができる。

2 前項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。

3 第八条の規定による工事完成後の認定に関する処分又はその不作為について、審査請求をすることができない。

4 この法律の規定による指定認定機関又は指定検認機関の処分又はその不作為について不服がある者は、当該指定認定機関又は指定検認機関を指定した農林水産大臣又は都道府県知事に対し、審査請求をすることができる。この場合において、農林水産大臣又は都道府県知事は、行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定認定機関又は指定検認機関の上級行政庁とみなす。

（報告の徴収）

第四十九条 農林水産大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、指定認定機関に対し、その業務又は経理の状況に關し報告させることができる。

（立入検査）

第五十条 農林水産大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、漁船の所有者若しくは管理者の事務所、漁船の建造若しくは改造の工事の場所、漁船用機関、漁船用機械その他の漁船用施設の製作の場所又は漁船（第四条第一項若しくは第二項の許可に係る建造若しくは改造中の船舶又はその許可の申請に係る改造若しくは転用前の船舶を含む。以下この条において同じ。）に立ち入り、漁船若しくは漁船用機関、漁船用機械その他の漁船用施設又は登録票その他の書類（その作成

又は備付けに代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの）の作成又は備付けがされている場合における当該電磁的記録を含む。）を検査させることができる。

2 農林水産大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定認定機関の事務所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定検認機関の事務所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他物件を検査させることができる。

4 前三項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを示さなければならぬ。

5 第一項から第三項までの立入検査は、犯罪検査のために認められたものと解釈してはならない。

（水産政策審議会による報告徵収等）

第五十一条 水産政策審議会は、第三条第三項の規定によりその権限に属させられた事項を処理するためには必要があると認めるときは、漁業者、漁業従事者その他関係者に対し出頭を求め、若しくは必要な報告を求め、又はその委員若しくはその事務に従事する者に漁場、漁船、事業場若しくは事務所について所要の調査をさせることができる。（手数料）

第五十二条 第二十五条第一項の規定により検査を受けようとする者は、検査に要する費用の範囲内において農林水産省令で定める額の手数料を納めなければならない。

2 都道府県は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十七条の規定に基づき認定又は検認に係る手数料を徴収する場合においては、第九条第一項の規定により指定認定機関が行う認定又は第十四条第一項の規定により指定検認機関が行う検認を受けようとする者に条例で定めるところにより、当該手数料を当該指定認定機関又は当該指定検認機関へ納めさせ、その収入とすることができる。

第八章 罰則

第五十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第四条第一項、第二項若しくは第六項又は第十一条第一項の規定に違反した者

二 第四十二条第一項（第四十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反してその職務に関して知り得た秘密を漏らした者

第五十四条 第四十四条第一項（第四十七条において準用する場合を含む。）の規定による業務の停止の命令に違反した場合には、その違反行為をした指定認機関又は指定検認機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条、第十六条、第十七条第一項若しくは第二項又は第二十三条の規定に違反した者

二 第五十一条第一項の規定による当該職員の立入り又は検査を拒み、妨げ又は忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

三 第四十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 第五十一条第二項又は第三項の規定による当該職員の立入り又は検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

五 第五十三条第一号又は第五十五条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し各本条の罰金刑を科する。

1 この法律施行の期日は、公布の日から起算して三箇月をこえない期間内において、政令で定める。

附 則 抄

この法律施行の期日は、公布の日から起算して三箇月をこえない期間内において、政令で定める。

2 漁船登録規則（昭和二十二年総理府令・農林省令第五号）は、廃止する。但し、この法律施行前にした行為に対する罰則の適用について

は、なお従前の例による。

この法律施行前に漁船登録規則による登録及び登録票とみなす。

附 則（昭和二六年三月三一日法律第九号）抄

この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

この法律の施行前に改正前の漁船法第三条の規定に基いてした許可又はその申請は、漁船法第三条の二の規定に基いてしたものとみなす。

この法律の施行前に改正前の漁船法第四条第一号の規定に基いて定めた動力漁船の合計総トン数の最高限度及び同条第二号の規定に基いて定めた動力漁船の性能の基準は、漁船法第三条第一項の規定に基いて定めたものとみなす。

この法律の施行後にされた行政の処分で、不服申立てをすることができない。

この法律の施行前にされた行政の処分で、この法律による改正前の規定により訴願等をして三十日をこえない範囲内において政令で定めることとする。

この法律の施行前に改正前の規定により訴願等をして三十日をこえない範囲内において政令で定めることとする。

この法律の施行後にされた行政の処分で、この法律による改正前の規定により訴願等をして三十日をこえない範囲内において政令で定めることとする。

この法律の施行後にされた行政の処分で、この法律による改正前の規定により訴願等をして三十日をこえない範囲内において政令で定めることとする。

この法律の施行前に改正前の規定により訴願等をして三十日をこえない範囲内において政令で定めることとする。

「訴願等」という。)については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分(以下「裁決等」という。)又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後につける裁決等にさらに不服がある場合の訴願

にされる裁決等に係るものは、同法以外の法律の適用についても、同様とする。

前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる处分に係るものは、同法による不服申立てとみなす。

この法律の施行後にされた行政の処分で、外の法律の適用についても、行政不服審査法による不服申立てをすることは、行政不服審査法による不服申立てとみなす。

前項に規定する訴願等は、それぞれ当該外の法律の適用についても、同様とする。

1 附 則（昭和五六年五月三〇日法律第五八号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五八年一一月一〇日法律第八三号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

1 附 則（昭和五九年五月抄）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三四年四月一一日法律第一六号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

1 附 則（昭和五九年五月二五日法律第一七号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五九年五月二五日法律第一九号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

又は都道府県知事に對してされた申請、報告その他の行為とみなす。

(登録票の檢認に関する経過措置)

第四条 新法第十三条の規定は、この法律の施行の日以後に新法第十二条第一項若しくは第十七条第三項の規定により登録票の交付を受け、又は檢認を受けた者について適用する。

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任)

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一六年一二月一日法律第一五〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則に関する経過措置

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一九年六月六日法律第七七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二六年六月一三日法律第六九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成二六年六月一三日法律第六九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成二六年六月一三日法律第六九号) 抄

(施行期日)

第一条 行政府の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政府の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政府の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

附 則 (平成二六年六月一三日法律第六九号) 抄

(施行期日)

第一条 行政府の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政府の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政府の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

附 則 (平成二六年六月一三日法律第六九号) 抄

(訴訟に関する経過措置)

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政府の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起する。

すべき期間を経過したもの(当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政府の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの)の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定(前条の規定によりなお従前の例によることとする場合を含む。)により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政府の裁決、決定その他他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日